

Ⅱ 有償資金協力

1 円借款

❖旧国際協力銀行（旧JBIC）における海外経済協力業務

日本は、開発途上国に低利かつ長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付ける円借款により、途上国の発展への取り組みを支援し続けている。途上国の経済成長や貧困削減のためには、その国自らのオーナーシップが必要不可欠である。円借款は、返済を前提としているため、途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業監理を促し、途上国のオーナーシップを後押ししてきた。また、わが国にとっても財政負担が小さく、持続性のある支援手段であった。

旧国際協力銀行（旧JBIC）は、日本の外交政策や国益にかかわる政策との連携に留意しながら、途上国を支援する役割を担い、通貨危機の克服といった短期的視野と、その後の経済社会基盤整備、そして持続可能な開発の確保といった長期的な視野に立って資金協力を行った。

❖特別円借款、本邦技術活用条件（STEP）の創設

1997年にタイの通貨危機に端を発してアジアのほぼ全域に広がった経済状況の悪化に対し、1998年10月、日本政府が「新宮澤構想」（総額300億ドル）を打ち出し、同年11月に「緊急経済対策」を公表し、経済回復の道筋を示したことを受け、3年間で総額6000億円を上限とする特別円借款が創設された。

特別円借款は、アジア経済の早期回復に向けて景

気刺激効果および雇用促進効果が高い事業を推進することを目的とし、円借款の特別枠として追加・拡充されたものである。また同時に、民間資金にとって魅力ある投資環境を整備し、生産性を向上させることで経済構造改革を実現することも目指している。

具体的には、物流の効率化、生産基盤強化、大規模災害対策の3分野におけるインフラ整備等のための資金ニーズを対象としている。金利、償還期間とも通常の円借款よりさらに緩やかなものにするとともに、国際ルール上可能な範囲で、原則として契約者を本邦企業に限定し、アジア経済再生に向けての貢献が期待されている本邦企業の事業参加機会の拡大を図るものであった。その後1999年11月には、日本政府の「経済新生対策」を踏まえて特別円借款の対象国および対象分野が拡大された。

さらに2002年7月には、特別円借款のタイド性を引き継ぎ、日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を通じて「顔の見える援助」を促進するため、「本邦技術活用条件」（STEP）



特別円借款（キャンディ上水道整備事業、2001年）により整備されたスリランカ・カツガスタ浄水場



STEP制度を活用して建設されたベトナムのニャッタン橋が完成 2015年

が導入された（第1部p.55参照）。STEP制度については、きわめて譲許的な供与条件のもとで日本の優れた製品と技術が導入されることから途上国政府等の評価は高い。現在はアフリカ諸国からも要望されるなど、広く世界で活用されている。2018年9月末時点でのSTEPの実績は、2兆5586億円（L/A締結ベース）に達する。STEPの事例としては、インドネシアの「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業」（2004年度ほか）、ベトナムの「ニャッタン橋（日越友好橋）建設事業」（2005年度ほか）、ケニアの「モンバサ港開発事業」（2007年度）などがあげられる。

◆持続的成長に向けての個別課題への対応

(1) 環境保全対策、気候変動対策支援

環境分野への円借款では、1995年度から通常よりも低い金利を適用し、開発途上国の環境問題への取り組みを積極的に支援してきた。また、1997年9月には、特別環境案件金利が導入され、地球環境問題対策案件や公害対策案件に対し適用されることになった。加えて、1997年12月には、気候変動枠組条約第3回締約国会議閣僚級会合の際に発表された「円借款等による地球温暖化対策の強化—京都イニシアティブの拡充—」の一環として、特別環境案件金利の対象範囲を拡大するとともに、中進国に対する地球環境問題対策案件や公害対策案件の金利をさらに引き下げた。2001年12月の円借款供与条件の改定においても、公害阻止や自然環境保全に資する事業に対する円借款には、一般条件より譲許性の高い供与条件（優先条件）が適用されることとなった。

気候変動対策については、2008年1月に日本政府が発表した「クールアース推進構想」に基づく「クールアース・パートナーシップ」資金メカニズ

ムの一部として、各国の地球温暖化対策プログラム実施等のために、特別金利で5000億円程度の気候変動対策円借款が創設された。気候変動対策円借款制度のもと、インドネシア、ベトナムなどに対しては、複数回にわたり気候変動対策支援プログラムが供与された。またケニアやコスタリカに対しても気候変動対策としての地熱発電開発事業支援を行っている。

(2) 人材育成、中小企業支援

1997年12月16日の日・ASEAN首脳会議にあわせて、人材育成支援、中小企業支援に対し、特別環境案件と同等の緩やかな供与条件が導入された。同時に、複数国にわたる広域インフラ事業に対し、当該関係国の中でも最も所得水準の低い国の供与条件を一律に適用することとした。2001年12月の供与条件改定においても、人材育成支援、中小企業支援に資する円借款に対しては、地球環境案件と同様に、一般条件より譲許性の高い優先条件が適用されることとなった。

(3) 平和構築支援

2001年に発生した米国同時多発テロは、平和構築の重要性に対する世界の認識を新たにするものであった。わが国としても、テロや争いの背景となっている経済格差、貧困問題への取り組み、平和の定着や国づくりのための協力を強化してきた。こうしたなか、2004年3月の供与条件改定では、平和構築対象国（紛争後の平和構築努力の対象となる国）および周辺国（平和構築対象国または紛争当事国に隣接し、紛争に起因する難民の大量流入、貿易への悪影響による国際収支の大幅悪化等の深刻な経済的困難に直面している国）において、復興に資する事業を円借款にて実施する場合には、譲許性の高い優先条件が適用されることとなった。

これを受けて、2004年度より日本政府が導入した「平和の構築支援のための優遇金利」が、スリランカの円借款事業（2004年度）において初めて適用された。

(4) 貧困国支援

2006年3月31日、日本政府は「円借款制度の改善について」において、貧困国支援に対する以下3点の対応策を公表した。

① 無利子近似条件の適用

日本はミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けて、5年間でODA事業量の100億ドル積み増しを

目指すことを受け、途上国の中でも開発ニーズがとりわけ大きい後発開発途上国（LDC）のうち貧困国について、無利子近似条件（0.01%）を適用する。同条件が適用された事例としては、バングラデシュの「パドマ多目的橋建設事業」（2011年度）、ミャンマーの「ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業」（2014年度ほか）、マダガスカル「トアマシナ港拡張事業」（2016年度）などがあげられる。

② アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ（EPSA for Africa）

EPSAによるアフリカ開発銀行との協調融資においては、各国の所得水準に応じた優先条件で支援する。また、民間企業向け融資を目的としたアフリカ開発銀行を貸付先とするツーステップローンの供与条件を金利0.75%、償還期間40年（うち据置期間10年）として支援する。このイニシアティブに基づき、2005年度に初めてセネガル向けに「バマコーダカール間南回廊道路改良・交通促進事業（EPSA for Africa）」の支援が行われた。以降、このイニシアティブに基づく2018年9月末までの承諾実績累計額は、3335.9億円（L/A締結ベース）となっている。

③ プログラム借款オプションの適用

IMFによる開発途上国の構造改革支援に協力するという観点から、IMFの譲許性基準を満たすよう供与条件を変更する。なお、協調融資の場合は、譲許性を確保しつつ、協調融資先の償還期間と同一にすることができる。

(5) 中進国支援

中進国支援については、2004年3月23日「円借款制度の見直しについて」により供与条件が改定された。

それまで中進国に対する円借款の供与可能な分野は、原則として「環境」「人材育成支援」「地震対策」に限定されていたが、多様な開発ニーズに一層応えるべく、「貧困地域における特定の経済社会基盤整備を通じた格差是正支援」を新たに対象分野とした。中進国では、近年急速な経済発展のひずみとして、所得格差・地域間格差が深刻化しており、こ

の問題を解決するため、格差是正に向けた自助努力を促しつつ、わが国としても円借款の供与をもって支援することとした。制度導入後、初の事業として、パナマ向けに「パナマ市及びパナマ湾浄化事業」（2007年度）が供与されている。

(6) 債務問題への対応

円借款債務の救済について、わが国は従来、債務救済無償を供与することにより対応してきた。救済対象となったのはTDB無償^{●11}対象国および重債務貧困国支援無償^{●12}対象国である。しかし、①開発途上国の債務問題のより早期の解決、②債務国の負担の軽減、③ODAの透明性および効率性の向上の観点から、2003年度以降、これらの諸国に対する円借款債務の救済を旧JBICの債権放棄により実施することとなった（第1部p.42「債務救済方式の変更」参照）。

◆国際協力機構（新JICA）における円借款

2008年10月、旧JBICの海外経済協力業務との統合により、新JICAが発足した。新JICAにおいても、円借款では、旧JBICにおいて実施してきた「短期的緊急課題」や「環境保全対策支援」、「人材育成、中小企業支援」「平和構築支援」および「貧困国支援」など、重要な個別課題に引き続き積極的に取り組んできた。また、新たな時代の要望に応えるべく、「経協インフラ戦略会議」において「円借款の戦略的活用のための改善策について」などが検討され、実施されることとなった。

(1) 緊急財政支援円借款の導入

2009年4月のロンドン・サミットにおいて、日本政府は、世界的な金融・経済危機の影響で内需拡大政策の実施が困難となっているアジア諸国の成長力強化と内需拡大を支援するために、2012年3月末までの時限措置として、最大3000億円規模の特別なタイプのプログラム・ローン（「緊急財政支援円借款」）を導入することを表明した。緊急財政支援円借款の供与条件は、変動金利（6ヵ月円LIBOR〈ロンドン銀行間取引金利〉）、償還期間15年（うち据置期間3年）と設定された。その実績としては、ベトナム「第8次

●11 深刻な重債務問題を抱える開発途上国に対して、国際的な合意に基づき債務救済を行う目的で創設。1978年に開催された国連貿易開発会議（UNCTAD）第9回特別貿易開発理事会（TDB）において採択されたため、TDB無償と呼ばれている。

●12 重債務貧困国（HIPC）とは、経済状況が最も貧しく債務状況が最も重いと判断される開発途上国の総称。1996年のG7リヨン・サミットでHIPCの債務負担を軽減させる「HIPCイニシアティブ」が合意され、これに基づき創設されたのが重債務貧困国支援無償（HIPC無償）

貧困削減支援借款（景気刺激支援含む）、フィリピン「緊急財政支援円借款」およびインドネシア「気候変動対策プログラム・ローン（Ⅱ）（景気刺激支援含む）」（いずれも2009年度）があげられる。

(2) 持続的成長に向けての個別課題への対応

① 本邦技術活用条件（STEP）

2002年7月に導入されたSTEPについては、その後数度の制度改善を経て、2013年4月15日に日本政府が公表した「円借款の戦略的活用のための改善策について」にて大きな制度改善が行われた。具体的には、主契約者条件の緩和（海外子会社の適格化）、本邦調達比率の計算ルールの緩和（先進国子会社から調達する資機材の適格化等）、支援分野の拡大（「医療機器」「防災システム・防災機器」の追加）に加えて、本邦企業および借入国・実施機関に対する情報提供の拡充などの改善である。

② 災害復旧スタンドバイ借款

上記の「円借款の戦略的活用のための改善策について」では、開発途上国で災害が発生したのちに生じる資金需要に対して迅速な支援を行うべく、借入国からの要請を踏まえてすみやかに融資を実行できるよう、災害発生に備えた融資枠を合意する「災害復旧スタンドバイ借款」の創設が発表されている。この借款では、災害分野での日本の知見や技術が活用されることが期待され、本邦企業にも資することが想定されている。その後、フィリピン、ペルー、エルサルバドルで災害復旧スタンドバイ借款の供与がなされた。

③ 中進国支援、卒業移行国支援

中進国化しつつある国々の新たな課題は、いわゆる「中進国のわな」に陥らないことである。経済成長につれて国内の絶対的貧困層は減り、MDGsの各指標の改善も進んできた。しかし、1日1.25ドル以下で暮らす貧困層は依然として多く、むしろ国内の貧富の格差が拡大した中進国も目立つようになった。そのため、国内格差の存在は、社会全体が発展していくうえで大きな懸念材料となっている。

2011年8月、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合および外務省の「ODAのあり方に関する検討」における議論を受け、中進国と中進国を超える所得水準の開発途上国に対し、具体的なパッケージ型インフラ事業の本邦企業による受注や日本の資源獲得等のために直接的に有効であることが確認でき

る場合には、戦略的かつ例外的に円借款を活用していくこととした。

また2013年4月には、円借款供与条件の改定がなされ、従来の中進国支援の協力分野（環境、人材育成、防災・災害対策、格差是正の4分野）に「広域インフラ」と「農業」が追加された。加えて、これらの分野以外でも、わが国の知見や技術が最大限活用できるなど、日本として戦略的意義が認められる場合には円借款の供与（原則として変動金利を適用）を行うこととなった。

中進国・卒業移行国支援の事例としては、トルコの「地方自治体インフラ改善事業」（2015年度）やチュニジアの「スファックス海水淡水化施設建設事業」（2017年度）などがあげられる。

◆円借款の戦略的活用

——国民理解の促進と経済社会開発への支援

2013年3月、本邦企業によるインフラシステムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の確保など、わが国の海外経済協力に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図ることを目的とし、閣僚レベルによる第1回「経協インフラ戦略会議」が開催された。同会議は、2018年9月末までに38回開催されている。同会議を通じて、「インフラシステム輸出戦略」（2013年5月）が決定され、その後定期的にフォローアップがなされるとともに、「質の高いインフラパートナーシップ」（2015年5月）、「『質の高いインフラパートナーシップ』のフォローアップ」（2015年11月）も発表され、以下の新たな円借款制度が導入されることとなった。

(1) セクター・プロジェクト・ローン（2014年6月）

円借款事業の迅速化の施策の一つとして、複数事業に対して包括的に交換公文（E/N：Exchange of Notes）を締結する供与方式「セクター・プロジェクト・ローン」（SPL）が発表された。SPLは同一国・同一セクターの複数事業に対し、一つのE/Nで包括的に円借款を供与するものであり、手続きの効率化により迅速化が図られ、類似事業の同時進行による相乗効果等が期待されている。実績は表2-2のとおりである。

(2) PPPインフラ整備促進に向けた円借款による包括的支援（2013年5月）

「インフラシステム輸出戦略」において「日本の

表 2-2 セクター・プロジェクト・ローンの承諾実績

(単位：億円)

国名	E/N			L/A		
	案件名	締結年度	金額	案件名	承諾年度	金額
インドネシア	地熱開発促進プログラム	2011	552.99	地熱開発促進プログラム（トゥレフ地熱発電事業（詳細設計等））	2012	51.04
				地熱開発促進プログラム（フルライス地熱発電事業（詳細設計等））	2015	6.57
				案件未確定	未締結	—
				案件未確定	未締結	—
コスタリカ	グアナカステ地熱発電セクター・ローン	2013	560.86	グアナカステ地熱発電セクター・ローン（ラス・バイラスII）	2014	168.10
				グアナカステ地熱発電セクター・ローン（ボリンケンI地熱開発事業）	2017	259.91
				案件未確定	未締結	—
ウズベキスタン	電力セクター・プロジェクト・ローン	2014	868.39	トゥラクルガン火力発電所建設事業	2014	718.39
				電力セクター能力強化事業	2014	30
				タシケント熱電併給所建設事業	2015	120

※2018年9月末時点

優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供し、新興国の成長を取り込み日本経済の活性化につながるよう（中略）円借款を戦略的に展開する」とされたことを受け、これを具体化する形で以下の各種新制度が順次導入された。ただし、下記①のVGF円借款と③のPPPインフラ信用補完スタンバイ借款については、2018年9月末現在、実績はない。

① VGF（Viability Gap Funding）円借款

途上国政府の実施する電力・水・交通等のインフラ事業に本邦企業が出資し、途上国政府が民間事業者に採算補填を実施する場合、その補填の原資として円借款を利用する制度。

② EBF（Equity Back Finance）円借款

途上国政府・国営企業等と本邦企業が出資する電力・水・交通等のインフラ整備事業等に対して、途上国側の出資金の原資を円借款として貸し付け、官民連携（PPP）によりインフラ整備を促進する制度。この制度を活用し、2015年12月にバングラデシュでEBF事業を含めた「外国直接投資促進事業」が実現した。

③ PPPインフラ信用補完スタンバイ借款

途上国政府によるオフテイク契約の履行保証や、短期の流動性供給に必要な資金を確保するために、同政府の要請に基づき当該資金を円借款として貸し付ける制度。政府とオフテイカー（引き取り手）の信用力を補完することにより、官民の適切なリスク・シェアリングに基づくPPPインフラ整備を促進することを目的とする。

◆制度の拡充

(1) 借款における外貨建ての活用（2013年～）

2012年11月に日本政府が発表した「外貨返済型円借款の導入について」に基づき、償還期間15年（うち据置期間5年）および20年（うち据置期間6年）の期間短縮化オプション適用で、かつ借入国から要望がある場合は、米ドルを返済の適用通貨とする外貨返済型円借款を2013年1月に導入した。その後2015年11月に発表された『「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ』により、中進国以上の国に対しても外貨返済型円借款の適用が可能となった。

次いで、2015年11月にはドル建て借款の創設が発表され、2016年4月に一般条件の供与条件が設定されて運用が開始されたことを受け、開発途上国は直接JICAからドル資金を借り入れることができるようになった。ドル建て借款の貸付条件は、期待調達コストを上回る変動金利を設定し、全途上国で同一金利を適用することとした。また、償還期間は15年（うち据置期間は5年）、20年（同6年）、25年（同7年）から選択可能となっている。制度導入後、初の事業として、ジャマイカ向け「エネルギー管理及び効率化事業」（2017年度）に対してドル建て借款が供与されている。

(2) ハイスpekク借款（2015年11月）

「質の高いインフラ」を推進すると特に認められる事業に対し、譲許性の高い借款を供与することが盛り込まれた。ハイスpekク借款適用の可否は、個別具体の事業に即して検討される。2018年9月末現在、同借款適用の実績はない。

(3) サブ・ソブリン円借款 (2015年11月)

開発途上国では多様な開発ニーズがあり、政府のみならず、政府機関、地方公共団体が行う地域の経済および社会の開発に資する事業に対しても円借款を供与している。こうした状況を踏まえ、2015年11月、日本政府は「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ策として、途上国のサブ・ソブリン主体に対して円借款を直接供与する際の政府保証の例外的な免除について、関係閣僚会議においてケース・バイ・ケースで決定することを公表した。ただし2018年9月末現在、サブ・ソブリン円借款が適用された実績はない。

❖ 円借款事業によるソフト面の支援と円滑な実施に向けて

(1) 制度づくり支援

円借款事業によるインフラ整備など「ハード面」での支援の重要性に加えて、円借款事業実施に関連した開発政策の提言や事業実施能力強化といった「ソフト面」での支援を積極的に推進することにより、開発の効果が適切に発現されるための制度づくりを支援した。具体的には、有償資金協力促進調査(SAF)等により、開発途上国の諸問題に対する政策提言業務を強化するとともに、円借款事業における技術支援等のソフトコンポーネントや構造調整型借款を通じ、途上国側の自助努力を促すことなどがあげられる。

このような「ソフト面」の支援は、新JICAにおいては、円借款事業のソフトコンポーネントに加え、有償勘定技術支援(第1部p.92参照)の実施により強化している。また、「質の高いインフラパートナーシップ」でも有償勘定技術支援の活用が謳われている。

(2) 案件監理強化

円借款事業の実施状況に鑑みると、借入国における実施手続きの不慣れや、政権交代や経済状況の変化などに伴い、入札や調達に関する遅延が生じ、借入国において円借款事業の期限内の実施が困難になるケースがみられた。こうした事態を未然に防ぐため、2006年3月31日に「円借款制度の改善について」を公表し、貸付契約(L/A)の期限延長を行う際に延長年数等に応じたチャージ(期限延長チャージ、0.2%)を原則課すことで、円借款事業の期限内実施に対するインセンティブを高めることとした。

その後、2007年3月30日に発表された「円借款制度の改善について」では、より効率的かつ円滑な事業実施の促進を図るため、その期限延長チャージ(0.2%)および従来より課してきた貸付実行チャージ(0.1%)に代わり、L/A発効後の未貸付残高に応じ年0.1%のコミットメント・チャージを課すこととなった。

その後、円借款の魅力向上の観点から2013年4月にこれを廃止し、代わりに円借款供与時に供与金額の0.2%をフロント・エンド・フィーとして徴収することとした。これは、貸付実行期限を延長することなく完了した場合、フロント・エンド・フィーの半分にあたる0.1%相当分を遡及的に免除することにより、借入国に対して円借款事業実施迅速化へのインセンティブを付与するものである。

JICAは、在外事務所等と本部の一体的な案件監理の強化や実施機関との定期的な進捗の確認の徹底、コンサルタントや工事受注業者との密な情報交換に加えて、問題事案が発生した際の有償勘定技術支援を活用した問題解決に向けた取り組みなどを通じ、案件監理の強化を進めている。

(3) 円借款業務の迅速化

円借款業務の迅速化により、開発事業の効果発現を促進するとともに、わが国の援助の戦略的な有用性を高めることが期待されている。その方策の一つとして、2003年12月26日付「円借款業務の迅速化について」で日本政府が公表した標準処理期間の導入をはじめ、要請から供与決定までの迅速化について具体的な取り組みを進めてきた。

また2007年1月には、借入国およびわが国産業界からの要望や、新JICA発足の動きなどを踏まえ、上述の要請から供与決定までの迅速化のみならず、案件形成から事業完了までの一連の手続きを点検し、さらなる迅速化に向けて以下の具体的施策を実施することとなった。

- ① JICAが案件形成に関与する事業のうち、案件形成から工事等契約まで7年以上かかっているものについて、先方政府の協力を得つつ、期間の半減に向けて努力する。
- ② 円借款要請からL/A調印までの期間についてすでに設定している標準処理期間(9ヵ月)の遵守をさらに推進し、期間内に処理できた割合を2007年度供与分から公表する。

③コンサルタントおよび本体工事の調達に要する期間を2年以内に短縮することを目標とする。

2015年11月に発表された『「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ』では、外交上重要な事業に対する早い段階での「プレ・プレッジ」^{●13}の実施、フィージビリティ調査（F/S）を実施したコンサルタントとの随意契約による詳細設計の実施とともに、「OECD通報の前倒し」の着実な実施を通じて、重要事業の政府関係手続き期間を最大約1年半まで短縮し、その他事業についても最大約2年まで短縮するとしている（従来の手続き期間は約3年）。

また、2016年5月に日本政府が発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」では、円借款のさらなる迅速化に向けて「F/S調査開始から着工までの期間を最短1年半に短縮」するとした。具体的には、重要事業における協力準備調査の早期実施や、詳細設計の部分先行実施による着工・部分開業などを通じて迅速化を図っている。

具体的な事例として、インドネシアの「パティンバン港開発事業（第一期）」（2017年度）があげられる。この事業は、G7伊勢志摩サミットアウトリーチ会合で両国の象徴的事業として協力して実施することが合意されたものである。具体的には、先行調査の活用による協力準備調査期間の短縮、有償勘定技術支援での詳細設計による入札準備の先行実施、入札における事後資格審査（Post-qualification）の採用といった策を組み合わせることによって事業実施の大幅な迅速化が図られた。

◆さらなる拡充に向けて

日本政府が掲げる質の高いインフラ投資を推進するため、円借款の制度拡充や支援規模の拡大および迅速な実施が進められている。

本邦企業の優れた技術を活用した大型インフラ事業への円借款による支援は、拡大傾向にある。JICAの実施体制や財務基盤への影響、本邦企業の供給能力や入札の競争性確保などについて十分留意しつつ、引き続き支援拡大を進めていく。

また、開発途上国への資金流入に占める民間資金

の割合が増加しており、従来円借款を活用しインフラ整備を実施していた途上国政府からも、PPPによるインフラ開発への期待が高まっている。しかし、多くの途上国政府ではPPP関連の法律・制度が依然として未整備であり、民間投資を促す事業の形成には至っていない。そのため、新たに創設されたPPP関連の円借款制度や制度構築のための技術支援および海外投融資等を通じて、民間資金を動員した支援を実施することが期待されている。

JICAは、これまで事業を通じて培ってきた途上国政府・本邦企業からの信頼に基づき、途上国の多様な開発ニーズに対応した支援を行っていく必要がある。

2 海外投融資

◆海外投融資の役割

開発途上国において、インフラ整備、貧困削減、気候変動対策などの開発効果の高い事業を行う本邦企業等に対して、「融資」や「出資」を行う制度が海外投融資である。

実際のところ、途上国の社会開発やインフラ開発のニーズに対し、途上国の政府予算やODAのみで解決することは不可能である。2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）にもみられるように、国際的に官民が協働で途上国の開発課題に取り組むことが重視されている。

途上国での民間事業は、雇用創出や人材育成、技術力向上などの開発効果の発現に貢献しており、本邦企業の持つ優れた技術やノウハウは途上国からの期待も大きい。他方、途上国での事業には高いリスクや低い収益見込みといった障壁があるため、一般の金融機関からの融資が受けにくい状況にある。海外投融資は、一般の金融機関だけでは対応が困難な場合に、資金面から支えることにより、途上国の民間投資促進の触媒機能を果たしている。

海外経済協力基金（OECF）による海外投融資は

●13 関心表明。迅速な案件の形成・供与検討・実施促進を目的に、日本政府が相手国政府に円借款供与の決定を通報する「プレッジ」よりも早い段階で、円借款による案件実施の関心表明を行うこと

1970年代から始まり、資源開発案件などの途上国の大型プロジェクトを数多く手がけ、途上国の開発と本邦企業の海外展開を支援してきた。その後も1980～90年代に事業を展開してきたが、2001年に行財政改革の一環で、新規事業に対する海外投融資はいったん廃止された。その後、途上国開発における民間セクターの役割が大きくなり、新興国や途上国に流入する民間資金が急速に拡大したことを背景に、海外投融資の役割が再認識された。海外投融資の事業実施体制を検証する導入期間を経て、2012年10月に海外投融資の本格再開が日本政府により決定された。

◆海外投融資の事例

(1) ティラワ経済特別区開発事業

(出資：2014年度、融資：2017年度)

この事業は、ミャンマーのヤンゴン市近郊に位置するティラワ経済特別区（SEZ）で工業団地開発・販売・運営を行うものである。2015年9月に完成したA区域と呼ばれる400ha分の工業団地では、2018年9月時点ですでに5000人以上の雇用が創出されている。なお、JICAは海外投融資による共同事業体への出融資に加え、円借款を通じて、ミャンマー政府による道路や電力、港湾といった周辺インフラの開発を支援するほか、技術協力を通じて、工業団地内

column »

モンゴル「ツェツィー風力発電事業」

(海外投融資)

2016年9月、JICAはモンゴルのゴビ砂漠地帯に建設予定の「ツェツィー風力発電事業」（50メガワット）に対する融資契約を締結した。融資先であるClean Energy AsiaはソフトバンクグループのSBエナジーとモンゴル企業のNewcomが共同で設立した特定目的会社だ。

この融資は海外投融資として3つの「初」を持つ。すなわち、初めての再生可能エネルギー分野でのプロジェクトファイナンス方式での融資であり、初めての米ドル建て融資であり、そして初めての欧州復興開発銀行（EBRD）との協調融資である。

また、事業実施に際し、モンゴル政府が整備する関連変電所設備の資金を日本政府がEBRDに設けた日本・EBRD協力基金を活用したことも特筆される。JICAとEBRDの協調融資があったからこそ、この基金が活用できたといえよう。

ただ、協調融資に関しては最初から順調だったわけではない。当初はJICA海外投融資業務が再開されたばかりで、EBRD側に同スキームの内容が知られていなかった。また、EBRD自体も協調融資にあまり乗り気ではなかった。双方の担当者が長い時間をかけて議論を重ねることで、協力体制を構築していったのである。

実は、この事業では地域部と事務所の協力も受けながら審査に1年近く費やした。実績に乏しいモンゴルでの再生可能エネルギーの電力買取制度の持続可能性

や電力買取契約の妥当性など、多岐にわたる検証が必要だったからだ。ところが、融資契約調印以降はきわめて順調で、この規模の事業としては異例の、調印から1年という短期間で完工し、2017年10月には稼働を始めた。

ちなみに、稼働開始に先立つ2017年3月、本事業は、世界的な業界紙「インフラストラクチャー・ジャーナル」より、エネルギー・インフラ開発分野の優れた融資プロジェクトとして「IJ Global Awards 2016」を受賞した。事業の関係者は、本事業をきっかけにゴビ砂漠が再生可能エネルギーのハブとなり、ゆくゆくは電力がモンゴルの最大の輸出品になると期待を述べている。



モンゴルのツェツィー風力発電所

の行政サービスの向上などを支援している。

(2) ツェツィー風力発電所建設事業

(融資：2016年度)

この事業は、モンゴル国内の電力需給逼迫の緩和への貢献と自然エネルギーの促進を目的として、同国ウムヌゴビ県ツォグトツェツィー郡に出力規模50メガワットの風力発電所を建設するものである。再生可能エネルギー分野におけるJICA初のプロジェクトファイナンス案件であり、同国の持続的な経済発展と気候変動の緩和に寄与している。

(3) 日本ASEAN女性エンパワーメントファンド

(出資：2016年度)

この事業は、ASEAN諸国を中心とするアジア地域において、貧困層の女性などの金融サービスへのアクセスを向上させることで女性のエンパワメントを支援しているマイクロファイナンス機関に対し、ファンド経由で出資を行うものである（海外投融資再開後初のマイクロファイナンス機関向けファンドへの出資）。このファンドには、JICAのほか、国内機関投資家やJBICも出資を行っている。

(4) マニラ首都圏西地区上水道無収水対策事業

(融資：2017年度)

この事業は、フィリピンのマニラ首都圏西地区で上下水道事業を運営しているマニラッド社への融資を通して同社の実施している無収水対策事業を支援し、漏水等を防止して効率的な水供給の実現を図り、同地区の上水道サービスの改善に寄与することを目的としている。また、同事業はJICA海外投融資再開後初の本邦民間金融機関との協調融資案件であるとともに、海外投融資初の現地通貨建て融資であり、JICAはフィリピンペソ建てで融資を行い、事業者の為替リスク負担の軽減を図っている。

❖ 支援の拡大と海外投融資のインパクト

世界的に財政上の制約があるなか、SDGs達成の手段として、民間資金動員の重要性が高まっており、

国際開発金融機関や二国間開発機関は民間向けファイナンス業務を拡大してきている。JICAに対しても、インフラ需要の拡大に伴い海外投融資に大きな期待が寄せられており、民間資金の動員を通じて開発課題の解決に取り組むうえで効果的・効率的な支援ツールとして一層の役割を果たしている。また、民間企業からも既存の金融機関では対応できないリスクマネーの供給や、JICAが政府機関として関与することで受入国政府の義務履行意思を確保するいわゆる「ソプリフック」に対する期待が高まっている。これらを踏まえ、中長期的には、開発途上国の一人当たり所得の増加に伴い、相対的に海外投融資のニーズが高まっていくものと考えられる。

海外投融資再開後の新規承諾は、2011～2014年度には毎年度1～2件にとどまっていたが、民間企業に海外投融資制度の認知が進んだことなどの結果、2015年度4件、2016年度6件、2017年度6件と増加傾向にある。特に、国際金融公社（IFC）、アジア開発銀行（ADB）、欧州復興開発銀行（EBRD）といった国際開発金融機関との協調融資を通じた支援実績が目立ってきている。なかでも、ADBが管理するアジアおよび大洋州地域における民間によるインフラ整備を支援するための信託基金（LEAP）に対し、2016年3月にJICAが最大で15億ドルを出資することで合意した。また、IFCとは2017年5月に業務協力覚書を締結し、5年間で各々15億ドルの協調融資を目指す旨合意するなど、国際機関との協働を通じた途上国・地域の経済社会開発の貢献が進んでいる。

同様に、二国間開発機関とも随時、意見交換を行い、今後の連携にかかわる協議を継続している。特に、米国の海外民間投資公社（OPIC：Overseas Private Investment Corporation）とは、2018年9月に業務協力覚書を締結し、途上国における民間セクター向け支援を協調して推進することで合意している。